

別表第5（第31条第4項、第33条第1項第4号並びに第2項第4号ア及びイ並びに第43条第2項）

| 現行 | | | | | | 改正後 | | | | | |
|---|--|--------------------------------|---------------------------------|------|------|---|--|--|--|--|--|
| 別表第5（第31条第4項、第33条第1項第4号並びに第2項第4号ア及びイ並びに第43条第2項） | | | | | | 別表第5（第31条第4項、第33条第1項第4号並びに第2項第4号ア及びイ並びに第43条第2項） | | | | | |
| 排煙の規制基準（ばいじん） | | | | | | 排煙の規制基準（ばいじん） | | | | | |
| 事業所において排出するばいじんの量及び濃度の許容限度並びに廃棄物焼却炉及び廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設並びに廃棄物焼却炉以外の施設の設備基準は、次に定めるとおりとする。 | | | | | | 事業所において排出するばいじんの量及び濃度の許容限度並びに廃棄物焼却炉及び廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設並びに廃棄物焼却炉以外の施設の設備基準は、次に定めるとおりとする。 | | | | | |
| 1 省略 | | | | | | 1 省略 | | | | | |
| 2 廃棄物焼却炉以外の施設に係る濃度規制基準 | | | | | | 2 廃棄物焼却炉以外の施設に係る濃度規制基準 | | | | | |
| 番号 | 施設の種類 | 施設の規模 | 排出することができるばいじんの濃度（単位 g/m^3N ） | | | | | | | | |
| | | | 一般甲 | 一般乙 | 特別 | | | | | | |
| 1 から 63 まで 省略 | | | | | | 1 から 63 まで 省略 | | | | | |
| 64 | 条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（ガスを専焼するものに限り、66の項に掲げるものを除く。） | 排出ガス量が40,000m ³ 以上 | 0.10 | 0.05 | 0.03 | | | | | | |
| | | 排出ガス量が40,000m ³ 未満 | 0.30 | 0.10 | 0.05 | | | | | | |
| 65 | 条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー | 排出ガス量が200,000m ³ 以上 | 0.10 | 0.05 | 0.04 | | | | | | |
| 64 | 条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（ガスを専焼させるものに限り、66の項に掲げるものを除く。） | 排出ガス量が40,000m ³ 以上 | 0.10 | 0.05 | 0.03 | | | | | | |
| | | 排出ガス量が40,000m ³ 未満 | 0.30 | 0.10 | 0.05 | | | | | | |
| 65 | 条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー | 排出ガス量が200,000m ³ 以上 | 0.10 | 0.05 | 0.04 | | | | | | |

| 現行 | | | | | | 改正後 | | | | | |
|--|---|---|------|------|------|--|--|---|------|------|------|
| | 一（液体燃料を <u>燃焼する</u> ものに限り、66の項に掲げるものを除く。） | 排出ガス量が 40,000m ³ 以上 200,000m ³ 未 満 | 0.20 | 0.05 | 0.05 | | 一（液体燃料を <u>燃焼させる</u> ものに限り、 <u>62の項、63の項及び</u> 66の項に掲げるものを除く。） | 排出ガス量が 40,000m ³ 以上 200,000m ³ 未 満 | 0.20 | 0.05 | 0.05 |
| | | 排出ガス量が 40,000m ³ 未 満 | 0.30 | 0.20 | 0.15 | | | 排出ガス量が 40,000m ³ 未 満 | 0.30 | 0.20 | 0.15 |
| 66 から 74 まで 省略 | | | | | | 66 から 74 まで 省略 | | | | | |
| 備考 1 から 3 まで 省略 | | | | | | 備考 1 から 3 まで 省略 | | | | | |
| 4 この規制基準は、64の項及び65の項に掲げる施設のうち、小型ボイラーについては、適用しない。 | | | | | | 4 この規制基準は、64の項 <u>に掲げる施設</u> 及び65の項に掲げる施設（ <u>軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものに限る。</u> ）のうち、小型ボイラーについては、適用しない。 | | | | | |
| 5、6 省略 | | | | | | 5、6 省略 | | | | | |
| 7 排出することができるばいじんの濃度の欄に掲げるばいじんの濃度は、熱源として電気を使用する施設、6の項から14の項まで、16の項から39の項まで、45の項、48の項から50の項まで、57の項から59の項まで、59の5の項、60の項、 <u>61の項、65の項に掲げる施設</u> のうち排出ガス量が10,000m ³ 未満のボイラー、 <u>67の項及び69の項に掲げる施設</u> 、40の項及び71の項に掲げる施設のうち直接熱風乾燥炉並びに70の項に掲げる施設のうち直接熱風焼付け炉にあっては規格Z8808に定める方法により測定されるばいじんの濃度とし、その他の施設にあっては次の式により算出されたばいじんの濃度とする。 | | | | | | 7 排出することができるばいじんの濃度の欄に掲げるばいじんの濃度は、熱源として電気を使用する施設、6の項から14の項まで、16の項から39の項まで、45の項、48の項から50の項まで、57の項から59の項まで、59の5の項、60の項 <u>及び61の項に掲げる施設、65の項に掲げる施設（軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものに限る。）</u> のうち排出ガス量が10,000m ³ 未満のボイラー、40の項及び71の項に掲げる施設のうち直接熱風乾燥炉並びに70の項に掲げる施設のうち直接熱風焼付け炉にあっては規格Z8808に定める方法により測定されるばいじんの濃度とし、その他の施設にあっては次の式により算出されたばいじんの濃度とする。 | | | | | |
| $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$ | | | | | | $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$ | | | | | |
| (1) 「C」とは、ばいじんの濃度（単位 g/m ³ N）をいう。 | | | | | | (1) 「C」とは、ばいじんの濃度（単位 g/m ³ N）をいう。 | | | | | |

| 現行 | | 改正後 | | | |
|---|--|---|----|--|--------------------------------------|
| (2) 「On」とは、次の表の左欄に掲げる各項の施設について同表の右欄に掲げる数値をいう。 | | (2) 「On」とは、次の表の左欄に掲げる各項の施設について同表の右欄に掲げる数値をいう。 | | | |
| 53の項、59の3の項、59の4の項、73の項、74の項 | 0 | 53の項、59の3の項、59の4の項、73の項、74の項 | 0 | | |
| 65の項、66の項 | 4 | 65の項、66の項、 <u>69の項</u> | 4 | | |
| 64の項、68の項 | 5 | 64の項、68の項 | 5 | | |
| 1の項、2の項、4の項、5の項、62の項、63の項 | 6 | 1の項、2の項、4の項、5の項、62の項、63の項、 <u>67の項</u> | 6 | | |
| 15の項、54の項、55の項、56の項 | 7 | 15の項、54の項、55の項、56の項 | 7 | | |
| 3の項 | 8 | 3の項 | 8 | | |
| 41の項、59の6の項 | 10 | 41の項、59の6の項 | 10 | | |
| 52の項、59の2の項、72の項 | 13 | 52の項、59の2の項、72の項 | 13 | | |
| 42の項、44の項、47の項 | 15 | 42の項、44の項、47の項 | 15 | | |
| 40の項、43の項、51の項、70の項、71の項 | 16 | 40の項、43の項、51の項、70の項、71の項 | 16 | | |
| 46の項 | 18 | 46の項 | 18 | | |
| (3)、(4) 省略 | | (3)、(4) 省略 | | | |
| 8 省略 | | 8 省略 | | | |
| 3 廃棄物焼却炉以外の施設に係る設備基準 | | 3 廃棄物焼却炉以外の施設に係る排出ガス処理施設の設備基準 | | | |
| 施設の種類 | 施設の規模 | 設備基準 | 番号 | 施設の種類 | 設備基準 |
| ボイラー | 液体燃料を使用するものでバーナーの重油換算燃焼能力が1,000L/h以上のも(規格K2203に定める1号灯油を専焼するものを除く。) | 電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。 | 1 | ボイラー(液体燃料を燃焼させるものに限り、2の項及び3の項に掲げるものを除く。) | 電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。 |
| | 金属溶解炉のうちキュボラ | バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。 | 2 | ボイラー(固体燃料を燃焼させるものに限り、3の項に掲げるものを除く。) | バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。 |

| 現行 | | | 改正後 | | |
|------------------------|--|---|--|-----------------------------|---|
| <u>ガラス溶融炉</u> | <u>バーナーの重油換算燃焼能力が 500 L</u> <u>／h 以上のもの</u> | <u>電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。</u> | <u>3</u> | <u>ボイラー（石炭を専焼させるものに限る。）</u> | <u>電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。</u> |
| <u>煨^か焼炉</u> | <u>バーナーの重油換算燃焼能力が 500 L</u> <u>／h 以上のもの</u> | <u>電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。</u> | <u>4</u> | <u>ディーゼルエンジン</u> | <u>ろ過集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。</u> |
| <u>骨材乾燥炉</u> | | <u>バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。</u> | <u>5</u> | <u>金属溶解炉のうちキューボラ</u> | <u>バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。</u> |
| | | | <u>6</u> | <u>ガラス溶融炉</u> | <u>電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。</u> |
| | | | <u>7</u> | <u>煨^か焼炉</u> | <u>電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。</u> |
| | | | <u>8</u> | <u>骨材乾燥炉</u> | <u>バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。</u> |
| | | | 備考 1 <u>この規制基準は、専ら非常用に用いられる施設については適用しない。</u> | | |
| | | | 2 <u>1の項に掲げる施設に係る規制基準は、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり1,000L未満の施設のうち、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるもの並びに燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり</u> | | |

1,000 L以上の施設のうち、規格K2203に定める1号灯油（以下「1号灯油」という。）を専焼させるもの及びガスと1号灯油を混焼させるものについては適用しない。

3 2の項に掲げる施設は、固体燃料を含有する液体燃料を燃焼させるものを含む。

4 3の項に掲げる施設は、石炭以外の燃料を石炭に対し5重量%以下の割合で混焼させるものを含む。

5 4の項に掲げる施設に係る規制基準は、1号灯油を専焼させる施設及び令和2年4月1日前に設置された施設については適用しない。

6 6の項及び7の項に掲げる施設に係る規制基準は、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500L未満の施設については適用しない。

7 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあつては当該燃料1Lが重油1Lに相当するものとし、石炭にあつては1kgが重油0.66Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。

重油換算燃焼能力（L/h）＝換算係数×気体燃料の燃焼能力（m³N/h）

換算係数＝気体燃料の発熱量（kJ/m³N）÷重油の発熱量（kJ/L）

なお、その他の燃料にあつては、その総発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558.1725kJ/Lとする。）の量に換算するものとする。